

集合訴訟に関する論点の整理（案）

以下は、集合訴訟に関する主な論点と各論点において考えられる立場を、

「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」での議論や海外制度などを参考に、今後の論点整理の議論において、検討すべき論点を洗い出すため事務局において整理したものであり、現時点において一定の方向性を出すことを目的とするものではない。

今後の論点整理の議論において、検討すべき論点と各論点において考えられる立場、検討の順序などについて、御議論をいただきたい。

各論点において を付して記載してある部分は、各論点において考えられる立場の補足説明、前提となる問題点、論点に関連して更に検討を要する個別的な論点を注記したもの。

各論点及び各論点において考えられる立場は、これらに限られる趣旨ではない。

ある論点において、特定の立場を採ると、他の論点では、それに併せて特定の立場を採る必要が強まるというような相互に関連する論点があることから、論点の後に必要に応じて他の論点との関係を示す。

第1 対象となる請求の範囲

1. いかなる消費者被害を対象とするか

「消費者被害」については、消費者が同一の事業者に対して有する一定の請求権に関するものとして、「請求権の内容を法令に限定列挙すること」、「同一の事業者に対して有する損害賠償請求権その他の金銭債権として請求の内容を限定しないこと」や、「その事業の利益のためにする行為を行った役員に対して有する損害賠償請求権その他の金銭債権も含まれること」なども考えられるが、どうか。

本研究会の目的は、集团的消費者被害救済制度の在り方を検討するものであるところ、「消費者被害」としてはどのようなものを対象とするのか、問題となるのではないか。

形式的には「消費者被害」にはあたらないが、関連する請求について紛争の実情に応じ、裁判所の裁量により同一の手続において審理することができることとするかどうかも問題となるのではないか。

2. 消費者をどのように定義するか

消費者の定義について、消費者契約法と同様に「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く個人」とするか、異なる定義とする必要があるか。

3. 多数性をどのように定義するか

集团的消費者被害救済制度において、対象消費者は多数であることを要するものとするか、この場合の多数とはどの程度の人数を想定するか（法令で人数を明示しないことも有り得る）。

訴訟運営が可能な範囲に限るべきとの考えも有り得るのではないか。

4. 対象となる請求を金額により限定するか

特に、オプト・アウト型を採った場合において、個々の消費者が請求する金額について、個々の消費者の手続保障と権利行使の困難性を考慮して、一定の金額以下に限定することが考えられるが、どうか（少額であり個別訴訟が困難である場合というように、金額を法令で明示しないことも有り得る。）。

特定の金額で区切ることは困難なのではないか。金額を限定する場合には、一部請求の扱いなどの議論が必要になるのではないか。請求金額が大きい場合には、個別訴訟でも十分訴訟をなし得ること

も考えられるので、他の手続に対する優越性の要件と関連するのではないか。

<他の論点との関係>

- 金額を限定するか否かは、対象消費者及び相手方の手続保障との関係から、どのような手続類型を採用するのかという問題と関連するのではないか。

5. 請求の共通性をどのように定義するのか

集合訴訟においては、個々の消費者の請求について一定の関連性が必要と考えられるが、「請求の共通性について同一の事実上及び法律上の原因に基づくことを要するとする考え方」、「訴訟の目的である権利が同種であって、事実上及び法律上同種の原因に基づくことを要するとする考え方」などが考えられるが、どうか。

また、同一の事実上の原因に基づく請求であっても、個別の因果関係や損害額の算定が問題となる事案がある一方、同種の原因に基づく請求であっても、個別争点がそれほど問題にならない事件も有り得るので、実質的にどういう事案では共通性を認めるのかといった観点から検討すべきではないか。

<他の論点との関係>

- 共通性の要件について、どこまで厳しいものとするかは、どのような手続類型を採用するのかという問題と関連するのではないか。

6. 実質的な要件を定めることとするか

集合訴訟において、実質的な要件{共通争点の支配性、他の手続に対する優越性(ないし補充性)、権利行使主体の適切性}を設けることが考えられるが、どうか。

実質的な要件の一部又は全部を必要とすることも有り得る。

共通争点の支配性の要件については、請求についてのみか抗弁についても共通性を考慮するのかなどが問題となるのではないか。

他の手続に対する優越性の要件については、いかなる手続と比較するかが問題となるのではないか(ADRなども含むのか、裁判手続のみか、個別訴訟との比較か、通常の場合併合訴訟との比較も行うのかなど)。その他、実質的な要件について要件を満たしているときには、必ず集合訴訟を認めなければならないとするのか、それとも裁判所の裁量により却下する余地を残すか問題となるのではないか。

<他の論点との関係>

- 二段階方式を採るとすれば、共通争点のみ一段階目で審理するので、共通争点の支配性、他の手続に対する優越性の要件は不要となるのではないか。
- 請求の特定について、判決においても対象消費者についての範囲の特定で足りるとする場合や、総額給付判決を認める場合には、それにふさわしい事案に限定するための要件の設定が必要となるのではないか。
- 権利行使主体の適切性については、権利行使主体をどのようなものとするかという論点に関係するのではないか。

第2 訴訟における請求の特定について

1. 請求の主観的範囲（対象消費者：判決効が及ぶ消費者）の特定について

特に、オプト・アウト型を採った場合において、提訴段階では対象消費者の範囲を特定すればよく、個々の特定は不要であるが、「判決においては個々の消費者の特定が必要であるとする考え方」、「判決においても対象消費者の範囲を特定すればよいとする考え方」などについては、どうか。

現行法では、債務名義において権利者を特定するのが原則であり、判決においても範囲を特定すればよいとする考え方については、対象消費者を個別に特定しないまま判決をしても、強制執行ができないのではないか。

判決においても範囲を特定すればよいとする考え方については、権利を有すると主張する者が対象消費者の範囲に含まれるかを判断する手続が必要となるところ、純然たる訴訟事件に当たるので、訴訟手続外で判断するとすれば、憲法上の問題があるのではないか。

権利行使主体が、対象消費者の範囲を任意に設定できるか問題となるのではないか。

証拠となる資料が相手方に偏っており、権利行使主体において対象消費者の個々の特定ができない場合に、証拠提出について何らかの対応を求めるのか問題となるのではないか。

結局相手方が資料を提出しない場合には、判決時にも対象消費者の個々の特定ができないのではないか。

判決においては個々の消費者の特定が必要であるとする考え方については、個々の消費者について特定できない場合には、裁判所は訴えを却下することとなるのか。

対象消費者の変更はどのような手続で認めることとするか。

<他の論点との関係>

- 判決においても対象消費者の範囲を特定すればよいとする考え方については、「対象消費者の個々の請求の額が一律に定まる事案に限定する」、あるいは、「総額給付判決にまつわる問題を解決した上で総額が確定し得る事案に限定する」などの必要があるのではないかと。

2. 請求の客観的範囲の特定について

訴えの提起段階における請求の客観的範囲の特定については、「個別の請求の額を明示する必要があるとする考え方」、「請求の総額の明示で足りるとする考え方」、「請求の総額を明示する必要まではないとする考え方」などについては、どうか。

また、判決において「個別の請求の額を明示する必要があるとする考え方」、「必ずしも個別の請求の額を明示する必要はなく、個別の請求の額を確定し得る一定の方式を明示すればよいとする考え方」、「総額を明示すればよいとする考え方」などについては、どうか。

訴え提起段階において、請求の客観的範囲について明示しなくてよいとする考え方については、被告の防御権との関係が問題となるのではないかと。

現行法では、債務名義において金銭債権であればその金額を特定することが原則であり、判決において個別の請求の額を明示しない考え方については、個別の請求の額を特定しないまま判決をしても強制執行をできないのではないかと。

<他の論点との関係>

- 二段階方式を採り、一段階目で共通争点について判断するものとすれば、個別の請求の額を明示する必要はなくなるのではないかと。

第3 権利行使の主体

1. 原告適格をいかなるものに認めるか

権利行使主体（原告）について、被害者個人、被害者からなる集団、消費者団体等や行政庁などが考えられ、これらの組み合わせも考えられるが、どうか。

被害者の集団や消費者団体等に法人格を必要とするかどうか問題となるのではないかと。

訴訟係属中に、権利行使主体の当事者適格が失われた場合の扱いをどのようにすべきか問題となるのではないかと。

権利行使主体と対象消費者との利益相反をどのように防ぐか、検討す

る必要があるのではないか。

どのようなものに原告適格を認めるかにより、訴訟の濫用の危険性への配慮なども必要になるのではないか。

権利行使主体が対象消費者に負う責任の内容はどのようなものになるのか、問題となるのではないか。

2. 団体は行政認可・届出などを必要とするか

「現在の適格消費者団体の要件をより集合訴訟を担うのにふさわしい団体に限定するべく要件を見直し認可制とするという考え方」、「現在の適格消費者団体の要件に準じた要件を維持し認可制とする考え方」、「現在の適格消費者団体の要件を緩和し認可制ないし届出制とする考え方や行政認可・届出などを必要としない考え方」などについては、どうか。

消費者契約法上の適格消費者団体との関係について、どのように整理すべきか。

<他の論点との関係>

- 権利行使の主体を広く認める場合、個別に権利行使主体が適切な訴訟追行が可能かどうかを判断する必要性が高まるのではないか。

第4 個々の対象消費者からの授権ないし届出の要否について

1. 個々の対象消費者からの授権ないし届出の要否について

手続の在り方について、「授権ないし届出をした対象消費者に対して判決効が及ぶ手続（オプト・イン型）を基礎とすべきとする考え方」、「除外の届出をした者を除くすべての対象消費者に判決効が及ぶ手続（オプト・アウト型）を基礎とすべきとする考え方」などが有り得るが、どう考えるか。

請求額などに応じて、オプト・イン型とオプト・アウト型を併用することも考えられるのではないか。

授権ないし届出及び除外の届出は、裁判所に直接行うのか、権利行使主体が取りまとめるのかなども問題となるのではないか。

弁護士法との関係をどのように考えるのかも、整理する必要があるのではないか。

オプト・アウト型については、他人の権利を訴訟で行使することができることの法的根拠についても検討する必要があるのではないか。

オプト・アウト型については、権利行使主体が敗訴した場合に、対象消費者との関係でいかなる責任を負うのか、責任を負わないのかについても問題となるのではないか。

オプト・アウト型については、一定の例外事由を定め、後訴裁判所の判断で判決効が及ばないものとするのも有り得るのではないかと。オプト・イン型については、「権利行使主体の訴訟提起前には授權ないし届出を必要とし、提訴後は授權ないし届出により、訴訟手続に加わるものとする」か、「提訴時には権利行使主体は対象消費者全体を代表しているが、個々の対象消費者が期限までに授權ないし届出をしなければ、当然除外されたものとする」ということも問題となるのではないかと。

<他の論点との関係>

- 二段階方式を採る場合、授權ないし届出の要否との関係はどのように考えるべきか問題となるのではないかと。

2.いつまでに授權ないし届出、除外の届出を必要とするか

「訴訟の早期の一定の時期とする考え方」、「第一審の口頭弁論終結時とする考え方」などについては、どうか。

一定の例外的場合に、期限後の授權ないし届出、除外の届出を認めるべきか問題となるのではないかと。

第5 訴訟追行許可について

1.訴訟追行許可について

「本案の審理をする前に、原告が訴訟を追行することについての裁判所の許可を必要とする考え方」や、「本案の審理前にそのような許可は必要とはしないとする考え方」などについては、どうか。

また、集合訴訟を追行する許可・不許可の判断について上訴を認めるか。許可要件を訴訟要件と捉えるかどうかにも関係し問題となるのではないかと。

上訴を認める場合、上訴の申立ては権利行使主体以外に対象消費者にも認めるべきか問題となるのではないかと。

<他の論点との関係>

- オプト・アウト型の場合には、個々の消費者に対する通知・公告を要することから、この点も含めて訴訟追行の許可・不許可の判断をする必要があるのではないかと。

第6 通知・公告について

1.通知・公告の方法について

特にオプト・アウト型について、個々の消費者に対する通知・公告について、「手続保障の観点から個別通知が必要とする考え方」や、「個別通知までには必要ないとする考え方」などについては、どうか。

個別通知についても、普通郵便によるのか書留などによるべきか、電磁的方法によるものでもよいかなどが問題となるのではないか。

相手方が対象消費者に文書を送付する機会がある場合には、通知文などを同封するなど、適宜の方法で通知することを認めることも有り得るのではないか。

公告についても、インターネットによるものでよいのか、新聞などに公告する必要があるのか、新聞などに行う場合には回数などが問題となるのではないか。

<他の論点との関係>

- どのような手続類型とするのかによって、通知・公告の方法も変わるのではないか。
- オプト・アウト型については、実質的な要件として、個別通知が困難な訴訟については対象としないことも有り得るのではないか。
- 二段階方式については、除外の届出の機会を保障する必要がないので、必ずしも通知・公告は必要ないのではないか。

2.通知・公告の主体

通知・公告については誰が行うこととするか。「権利行使主体が通知・公告を行うとする考え方」や、「裁判所が通知・公告を行うとする考え方」などについてはどう考えるか。

<他の論点との関係>

- 権利行使主体がどのようなものかによっても、異なり得るのではないか。

3.通知・公告の内容

通知・公告の内容は、どの程度内容の記載を必要とするか。また、通知・公告の内容は、裁判所が定めるものとするなどが考えられるが、どうか。

<他の論点との関係>

- どのような時期に通知・公告を行うかにより、その内容は異なるのではないか。

4. 通知・公告の時期

通知・公告を行う時期について、「訴訟の早期の一定の時期に行うとする考え方」、「和解、取下げなどの際にも行うとする考え方」、「判決・和解などの訴訟の終結時期にのみ行うとする考え方」などについては、どうか。

<他の論点との関係>

- オプト・イン型とするかオプト・アウト型とするか、授權ないし届出、除外の届出が必要な時期をどのようにするかにより異なり得るのではないか。

5. 通知・公告の費用

通知・公告の費用については、誰が負担することとすべきか。

敗訴者負担とするとしても、通知・公告時には誰が当面負担するのか、訴訟費用に含ませるのか、負担させるか否か及び額について裁判所の裁量を認めるのか問題となるのではないか。

第7 個別争点の処理について

1. 個別争点の処理についてどのようにするのか。

個別の争点についてどのように審理処理するか。例えば、「責任原因などの共通争点についての判断と、個々の消費者の損害賠償額などの個別争点についての判断を分けて二段階とし、共通争点について集散的に審理を行う方式（二段階方式）」や、「対象消費者の範囲を示して総額給付判決を行い、分配手続において個別争点を処理する方式」などが考えられるが、どうか。

二段階方式の二段階目の手続については、「訴訟制度とする」のか、「非訟や調停を組み合わせる」のかなど、様々な方法が有り得るのではないか。

総額給付判決を行い、分配手続において個別争点を処理する方式については、執行手続との調和がとれるのか、因果関係や損害額の認定などの個別争点の確定は結局のところ、純然たる訴訟事件となることから訴訟手続外で行うことができるのかなど、問題があるのではないか。

二段階方式については、共通争点について給付判決とするのか、確認判決とするのかなど問題となるのではないか。

訴訟途中での共通争点変更の可否とその手続も問題となるのではないか。

<他の争点との関係>

- 二段階方式を採らない場合には、対応可能な事件に実質的な要件を絞る必要があるのではないか。

第8 分配手続

1. 分配手続について

分配手続について、「そもそも設ける必要は無いとする考え方」、「訴訟上の和解に対する規律にゆだねるとする考え方」、「法令に何らかの手続を規定すべきとする考え方」などについては、どうか。

分配手続の前提として、一括して相手方から支払いを受ける実体法上の根拠を明らかにする必要があるのではないか。

一括して相手方から支払いを受けることができるのは、権利の存否に関する判断がなされた後も権利行使主体が何らかの権限を有するという前提があることになるが、そうだとすると、権利行使主体が訴訟上の和解をするに際して、授權ないし届出、除外の届出をしなかったことにより、権限があることになるのではないか。

対象消費者を範囲で特定する判決や総額給付判決は、そもそもそのような判決がなし得るのか問題となる。また、これらの判決はそのままでは強制執行をすることができないと思われ、分配が問題となるのは限定された場面になるのではないか。

<他の論点との関係>

- 二段階方式を採った場合には、分配手続は問題とならないのではないか。オプト・イン型を採った場合には、オプト・イン型は、対象消費者の明示の意思を尊重するものであるから、分配においても再度の授權ないし届出が必要となるのではないか。また、個別執行にゆだねればよいとも考えられるのではないか。

2. 分配手続の主宰者

分配手続を行うとした場合、「分配手続について権利行使主体が行うとする考え方」、「弁護士などを分配管理人として裁判所が任命する手続で行うとする考え方」、「行政庁や行政庁が指定した団体が行うとする考え方」、「敗訴した相手方に行わせるとする考え方」などについては、どうか。

権利行使主体以外のもの、とりわけ公的機関が訴訟の一方当事者のために分配手続を主宰する場合、主宰することに対する必要性や正当性が問題となるのではないか。

<他の争点との関係>

- 権利行使主体がいかなるものかにより、分配の主宰者は異なり得るのではないか。
- 個別争点の処理の方法をどのようなものとするかにより、分配手続で行うべきことの内容が異なり得るのではないか。

3. 分配手続の監督

分配主宰者が誰かによって大きく異なるが、分配手続について監督するもの（裁判所、行政庁など）が必要であるかどうかについては、その根拠も含めて、どう考えるか。

行政庁が監督する場合、権利行使主体を監督する行政庁が行うのか、一定の行政庁が集中的に行うのかも問題となるのではないか。

<他の論点との関係>

- 分配手続の主宰者がいかなるものかにより、監督の必要性は異なり得るのではないか。

4. 権利の届出手続

判決において対象消費者の範囲を特定すればよいとする考え方による場合には、個々の消費者が権利を届け出る手続が必要となると思われるが、その手続及び権利内容の判断主体については、どう考えるか。

5. 対象消費者と分配手続の主宰者との紛争の処理

個々の消費者への分配額や分配費用をめぐり、個々の消費者と分配手続の主宰者との間で紛争が生じる場合が有り得るが、その紛争処理手続についてどのように考えるか。

権利の確定は純然たる訴訟事件と考えられ、訴訟手続によらなければ憲法上の問題が生じるのではないか。

6. 余剰が生じた場合の対応

分配を行った後に余剰が生じた場合、余剰については、「国庫に帰属させるとする考え方」、「消費者保護の施策に活用するとする考え方」、「相手方に返還するとする考え方」などについては、どうか。

余剰が生じる場合には、対象消費者が個別に特定されている場合でも、受領しない者があるために余剰が生じる場合と、対象消費者が範

困で定められている場合でも、名乗り出てこなかった場合に分配できないものが生じる場合がある。

国庫に帰属させるとの考え方については、なぜ国庫に帰属できるのか問題となるのではないか。

消費者保護の施策に活用するとの考え方については、なぜそのようなことが可能なのが問題となるとともに、どのような用途に利用するか、どのような仕組みとするのかなどを検討する必要があるのではないか。

7. 不足が生じた場合の対応

総額給付判決が可能とした場合、個々の消費者の届出を精査した結果、請求額の合計が認容額を超える場合も有り得るが、その場合に認定される債権額についてどう考えるか。この場合、どのような基準で分配を行うべきかについては、どう考えるか。

8. 分配困難な場合の対応

分配に過度な費用がかかる場合が有り得るが、その場合の処理についてどのように考えるか。

いかなる場合に過度な費用というのか問題となるのではないか。

分配をしないこととする場合には、個々の請求は消滅するのか問題となるのではないか。

<他の論点との関係>

- 分配費用を認容された請求額の中から差し引くとする場合、分配費用が認容された請求額を超える場合には、過度な費用であるとの説明は容易である。しかし、相手方が分配費用を負担する場合には、請求がある以上費用がかかっても支払うべきという議論も有り得るものであり、過度な費用についてどのように考えるのかより問題となるのではないか。

9. 分配費用をどのように負担するのか

分配手続のための費用は誰が負担することとすべきか。「認容された請求額の中から差し引くとする考え方」、「敗訴した相手方に負担させるとする考え方」などについては、どうか。

認容された請求額の中から差し引くとする考え方について、本来存在する請求権額と分配額との差額については、個別に更に相手方に請求することができるのか問題となるのではないか。

敗訴した相手方に負担させるとする考え方については、訴訟費用に加えて、相手方が分配費用を負担する根拠について、どう考えるか問題

となるのではないか。

10. 執行手続との関係

相手方が判決で支払いを命じられた金額を支払わなかった場合、強制執行をする必要があるが、分配手続と執行手続の関係（執行手続の申立権者は個々の消費者も含むか、分配手続の開始時点、分配の方法など）についてどう考えるのか。

第9 その他、裁判手続について

その他、裁判手続については、制度の大枠が決まった後に、議論することで足り得ると考えられるから、ここでは論点のみ掲げることとする。

例えば、以下のような論点があり得るのではないか。

1. 管轄について
2. 訴額の算定について
3. 訴訟追行のために必要な費用の負担について
4. 弁護士費用の規律について
5. 証拠収集について特段の規定を設けるかについて
6. 損害額の認定について特別の規定を設けるかについて
7. 和解、訴えの取下げなどの規律について
8. 対象消費者について上訴を認めるかについて
9. 対象消費者の訴訟手続への参加を認めるかについて
10. 他の集合訴訟との関係について
11. 対象消費者のする個別訴訟、相手方のする関連請求に関する個別訴訟との関係及び、反訴の扱いについて
12. 執行について特段の規定を置くかについて
13. 保全について特段の規定を置くかについて